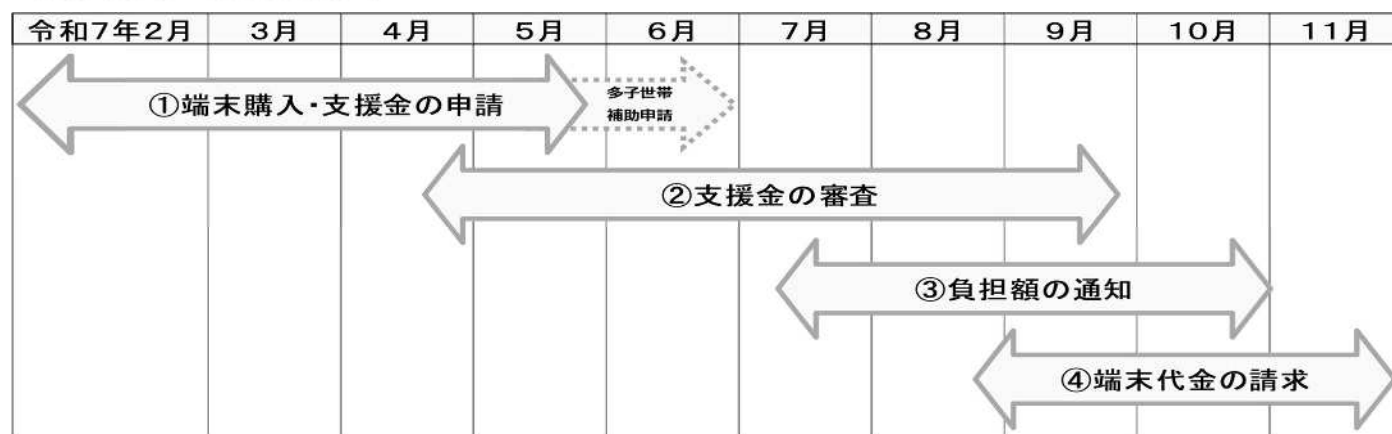


スケジュールについて



- ① 端末購入・端末購入支援金の申請は、**令和7年1月31日（金）**から**令和7年5月20日（火）**までです。
（多子世帯補助の申請は購入サイトで登録されたメールアドレス宛に5月下旬以降に別途ご案内します）
- ② 東京都等で申請内容を審査します。学校の経営企画室や端末購入支援金の申請内容の確認を受託する事業者（令和7年度事業者は今後決定）から確認のご連絡が入る場合があります。
- ③ 審査が完了した方より順次、ご負担いただく金額を記載した文書を郵送します。（端末購入時から住所等の変更があった場合は下記ホームページ記載の窓口までご連絡ください。）
- ④ ③の書類が届いた方から順次、端末代金の請求のご案内があります。
・端末購入時に**クレジットカード / PayPay 決済**を選択した方→登録のメールアドレスに**メール配信**
・端末購入時に**コンビニ決済 / 銀行振込**を選択した方→登録された住所に**書類郵送**
※メールでの支払いは、期日までの支払いが無い場合、自動的にコンビニ決済等に変更されます（切り替えについて、特段の手続きは不要です）
※登録のメールアドレスの変更は P2 の端末購入サイトより変更可能です。

端末購入支援金申請が期限までに完了しなかった場合等

購入サイト上で申請していても、別途案内される指定サイトで、期限（令和7年6月末）までに書類提出されなかった場合、または期日（令和7年5月20日）までに給付型奨学金の申請がなかった場合・申請不備等により認定まで大幅な期間がかかった場合等は、当該申請については取下げとして扱います。ただし、上記提出期限後においても、別途申請をいただくことで、申請時に指定された口座に直接、多子世帯補助又は給付型奨学金(端末購入補助)の支援金を支給します。締め切り後の申請については、入学等する学校の経営企画室にお問い合わせください。その場合は、**先に端末代金の請求が行われ、後から多子世帯補助又は給付型奨学金（端末購入補助）の支援金を支給します**ので、その旨、御承知おください。

補助適用に関する規定について

- ・入学等する生徒が、令和7年3月31日以前に高等学校等（私立高等学校等を含む。）を卒業又は修了したことがある、令和7年3月31日以前に端末購入支援金（保護者負担定額補助・多子世帯補助・給付型奨学金（端末購入補助））の交付を受けたことがある（都内私立高等学校等で同様の端末購入に係る支援を受けた方も含む。）場合は補助対象になりません。
- ・既に保有している端末を持ち込む場合は、端末購入支援金の補助対象になりません。
- ・給付型奨学金について、生活保護受給世帯又は令和6年度都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が85,500円未満の世帯（非課税世帯を含む。）が対象です。休学又は留学の許可を受けている場合・高等学校等を卒業又は修了したことがある場合・措置費（見学旅行費及び特別育成費のうち加算分）が措置されている場合・令和6年1月1日現在保護者の一方でも海外在住等で、課税情報が取得できない場合は支給対象になりません。
- ・令和7年度の端末購入支援金は、令和7年度予算の東京都議会承認後に確定します。
- ・委員会委託事業者が提供する購入サイト以外から端末を購入する場合は学校にご相談ください。

本制度の詳細はホームページをご確認ください

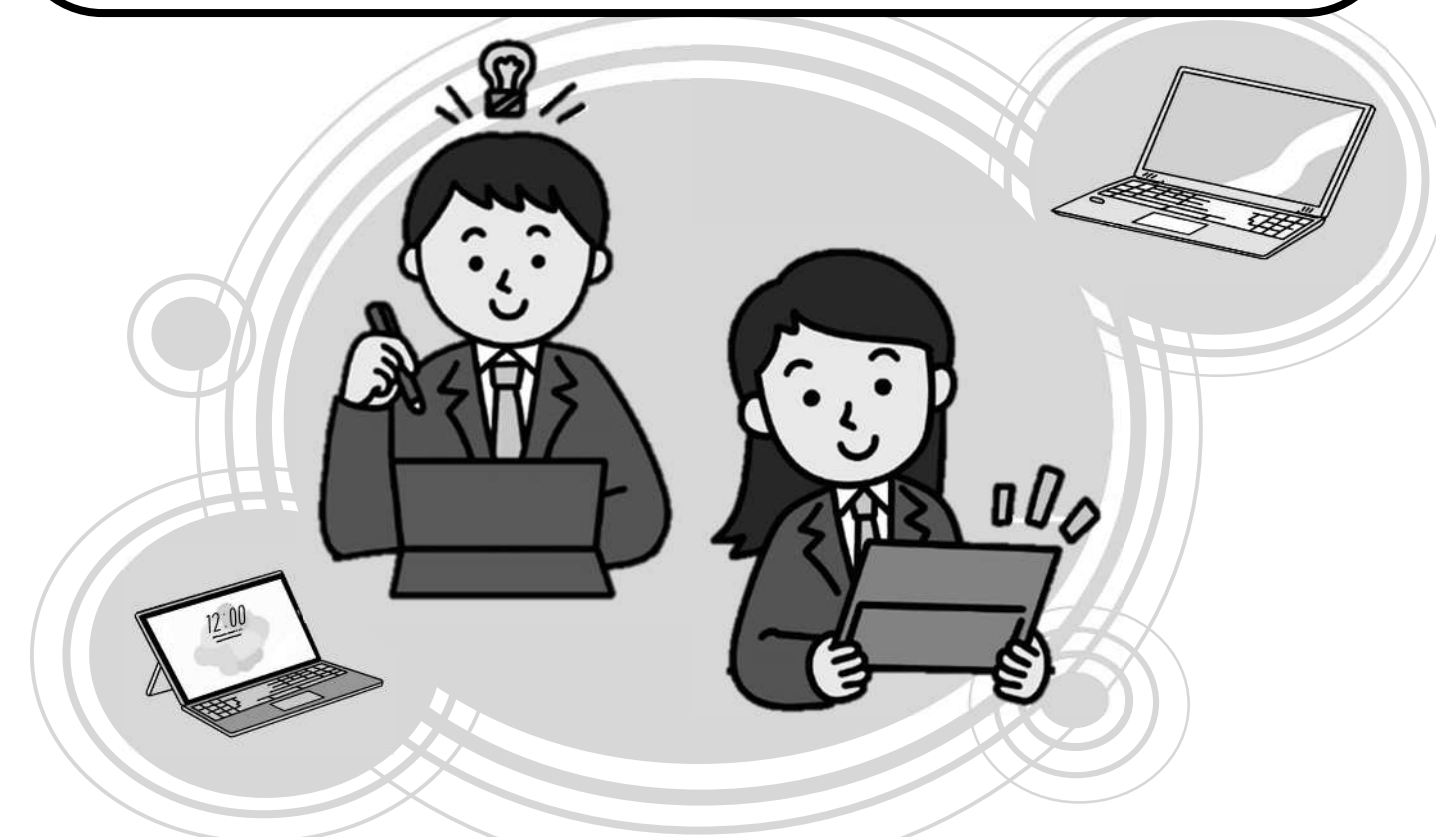
東京都教育委員会 ホームページ 端末購入支援金について
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/admission/tuition/tuition/device_monetary_assistance.html



P4

フローチャート付き

令和7年度 端末購入支援金 申請のご案内



端末購入支援金とは…

都立高等学校及び都立中等教育学校後期課程に入学・進級する生徒等が、東京都教育委員会が委託する事業者から端末を購入する際の**保護者負担額を原則3万円以内**にする補助金です。以下の3つの種類があります。

1. **保護者負担定額補助**（保護者負担額が**30,000円**になる補助）
2. **多子世帯補助**（多子世帯の方の保護者負担額が**15,000円**になる補助）
3. **給付型奨学金(端末購入補助)**（対象世帯の保護者負担額が**0円**になる補助）

<補助イメージ図>

保護者等負担	東京都補助
【1.定額：30,000 円】 【2.多子：15,000 円】 【3.給付型奨学金：0 円】	※残額を東京都が補助します

端末代金

1～3の
どの補助が対象か、
申請方法については
次ページへ！

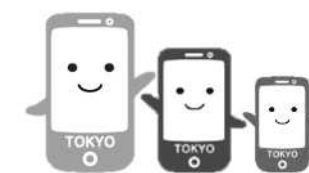


P1

端末購入支援金 申請フローチャート（簡易版）

はい

いいえ



スタート！

※簡易版のため、合わせて東京都教育委員会ホームページをご確認ください

高校の入学は初めて

生活保護受給世帯又は、令和 6 年度都道府県民税
所得割額及び区市町村民税所得割額の合算が
85,500 円未満の世帯

（※世帯年収 350 万円未満が目安ですが、詳細は学校から配布される「令和
7 年度東京都立高等学校等給付型奨学金制度のご案内」にてご確認ください）

23 歳未満の子供が 3 名以上いる
（就職している場合は含めない）

※令和 7 年 4 月 1 日時点が基準日です

・高校を卒業したことがある
・過去東京都の高校等で
端末購入支援金の
交付を受けたことがある

どちらも当てはまらない

対象補助なし

3. 給付型奨学金対象

2. 多子世帯補助対象

1. 定額補助対象

※多子世帯補助に該当する場合（扶養する 23 歳
未満の子供が 3 名以上いる）はそちらも申請ください

購入サイトでの申請は
5 月 20 日まで！

支援金の申請方法について

1. 定額補助

端末購入サイト
で「東京都の
補助金を申請
する」にチェック
で完了

2. 多子世帯補助

- ① 端末購入サイトで「多子世帯補助」の
項目にチェックと必要事項を入力
- ② 5 月下旬以降、別途申請書類（有効
期限内の健康保険証等）を指定サイト
にアップロード（端末購入時に入力したメールア
ドレス宛てに、指定サイトのリンクをお送りします。）

※①だけでは補助金は適用されません

3. 給付型奨学金対象

- ① 端末購入サイトで「給付型奨学金
（端末購入補助）」の項目にチェック
- ② 給付型奨学金のオンライン申請
（令和 7 年 2 月 1 日より受付開
始予定）詳細は、入学先学校か
らの配布資料をご覧ください。

端末購入サイトで、「申請を忘れた」「間違っ
て申請した」「申請できたか不安」な時は…



右下の購入サイトから確認・変更が可能です！（変更期限：5 月 20 日まで）

【確認・変更手順】

- ① 端末購入サイトにアクセス（パスワードは、端末購入時にご自身で設定したものです。販売
番号は端末購入時の確認メールもしくは、学校から配布された販売チラシに記載があります。）
- ② 「マイページ」→「ご購入商品」→「ご注文情報の確認・変更」から申請情報確認
- ③ 変更したい時は、ページ最下部の「変更する」から変更

＼端末購入サイトはこちら！／



よくあるお問合せ



Q1

多子世帯補助も給付型奨学金（端末購入補助）にも当てはまる場合は
どのように申請すれば良いか

多子世帯補助と給付型奨学金（端末購入補助）の両方が対象となる場合は、
負担額の少ない給付型奨学金（端末購入補助）が優先して適用されます。
認定は年収に基づく納税金額により実施されるため、年収が要件前後の場合等は
両方の補助を申請してください。

Q2

給付型奨学金（端末購入補助）に該当するか不明な場合はどうすれば良いか

要件等の詳細について、入学される学校の経営企画室にお問合せください。

Q3

どの補助が適用になったか、いつわかるか

令和 7 年 7 月以降順次、東京都より「負担額通知書」を郵送しお知らせします。

Q4

5 月 20 日以降に、端末購入時に設定した住所が変更になった場合
どうすれば良いか（20 日までは左記の端末購入サイトで変更可能）

東京都教育庁総務部デジタル推進課 端末整備担当までご連絡ください

TEL：03-5320-7477 ※平日 9:00～17:45（土日・祝日を除く）